

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、令和六年六月十九日付けで、次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、公表する。

令和六年六月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 争議行為を行う労働組合  
別表に掲げる労働組合
- 二 目的  
夏季一時金の要求に関する件
- 三 日時  
令和六年七月十六日以降問題解決に至るまでの期間
- 四 場所  
別表に掲げる労働組合の組合員が従事する職場
- 五 概要  
同盟罷業および、怠業を含むあらゆる争議行為

別表

労働組合名	執行委員長 等名	組合員が従事 する職場	所在地
全済生会労働組合 東部地区本部川口 病院支部	藤波 早苗	社会福祉法人 恩賜財団済生 会支部埼玉県 済生会川口総 合病院	埼玉県川口市西川口五―十 一―五
		社会福祉法人 恩賜財団済生 会支部埼玉県 済生会川口総 合病院検診セ ンター	埼玉県川口市西川口五―十 一―五